

平成 26 年度 津山市物品等指定業者指名申請要領

津山市が発注する「物品の売買及び修理」、「製造の請負」、「役務の提供」、「業務の委託並びに物品の賃借」の指名競争入札(見積)に参加を希望される方は、次により関係書類を提出し審査を受ける必要があります。(測量、建設コンサルタント業務、地籍調査及び補償コンサルタント業務に係るものを除く。)

本要領を熟読いただき、正しく手続きしていただきますようご協力をお願いします。

1 受付期間

平成 26 年 4 月 1 日 (火) ～ 平成 26 年 4 月 21 日 (月)

土日を除く 8 : 30 ～ 17 : 15 の執務時間中

注) 12 : 15 ～ 13 : 15 の間は、執務時間外です。

受付終了後は、次年度受付まで受付できません。

2 今回申請の資格有効期間

平成 26 年 7 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日 (1 年間)

(申請者名簿に登載された旨は、書面で通知します。またホームページの業者名簿で確認することもできます。)

3 申請者の区分

市内業者	津山市内に本社・本店を有する場合
	津山市外に本店があり、津山市内に委任可能な支店・営業所(営業実績が2年以上)を有する場合
市外業者	それ以外

(ただし、業種により取扱が異なる場合があります。)

4 申請方法

1) 申請書の作成

津山市ホームページ(<http://www.city.tsuyama.lg.jp>)から出力するか、津山市本庁6階契約監理室または各支所市民生活課に備え付けの申請用紙にて作成してください。

(ホームページから出力する場合は、白上質紙を使用してください)

2) 提出方法

原則として、提出書類について説明できる方が持参してください。

(提出場所)

〒708-8501 岡山県津山市山北520

津山市財政部契約監理室 (市役所本庁6階)

直通電話 0868-32-2018 FAX 0868-32-2150

津山市ホームページ URL <http://www.city.tsuyama.lg.jp>

ただし、市内に営業所等が無い場合は、郵送でも申請を受理します。

その場合は、以下のことを遵守してください。

- ・ 表書に、「物品等指定業者指名申請書在中」と朱書すること。
- ・ 申請内容、添付書類に不備が無いよう、良く点検した上で送付すること。(不備がある場合は、受付ができません)
- ・ 普通郵便でも可としますが、**受付期間内に契約監理室に必着**であること。(配達の確認が取れない方法で郵送し、問題が生じたときは受付できないことがあります)

3) その他注意事項

- ・ 証明書類は、**平成26年1月1日以降**に発行されたものに限りします。
- ・ **津山市税の納税証明については平成26年3月25日(火)以降**の証明分に限りします。**(2週間以内に納税したものについては、証明申請時に必ず領収書又は引落記帳済の通帳を持参してください。)**
- ・ 提出書類は、クリアファイルに入れて提出してください。
- ・ **申請時に、必ず82円切手を持参(もしくは同封)してください。**
(指名登録時の通知に使用します)

5 申請に際しての要件

物品等指定業者指名申請は、以下の要件を満たしていることが必要です。

- 1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
(当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと)
- 2) 申請日までに2年以上の営業実績があること
- 3) 国税・市税等を完納していること
- 4) 営業に関し法令上必要とする免許・許可等を所持していること

6 提出書類

法人用（個人業者は5，6ページを参照） … その1

	提出書類名	注意事項等
1	【様式1号】 津山市物品等指定業者 指名申請書	・ 商号・名称、代表者名には、必ずフリガナをつけること。 ・ 申請者の印は、印鑑証明書の印章（実印）を押印のこと。 ・ 本社の所在地が津山市外で「市内業者」として登録を希望する場合は、委任可能な津山市内の支店・営業所等が必要。調査の上判定し、登録時に通知します。 ・ 問合せ先は、指名申請にかかる連絡先を記入のこと。
	【様式2号】 営業経歴書	・ 営業経歴書は創業・組織変更等・営業の沿革を簡潔に記入してください。（会社の概要等の添付に代えても可。） ・ 契約実績は官公庁にかかる取引を優先して記入してください。
	【様式3号】 使用印鑑届 環境配慮事項確認書	・ 環境配慮事項確認書は任意です。「津山市の物品購入等に係る環境配慮について」をご覧ください。
	【様式4号】 提出書類確認表	・ 書類の添付もれがないか確認のため使用してください。
2	【様式5号】 誓約書	・ 誓約書の内容を熟読のうえ、申請者が記名し、実印を押印のしてください。
3	【様式6号】 津山市発行の市税の 納税証明書 法人分 原本	・ 津山市に本社または営業所等がある場合 ・ 滞納のない証明（様式6号以外の納税証明書でも可） ・ 津山市役所2階税制課②窓口および各支所市民生活課にて交付。（平成26年3月25日以降に発行のもの。2週間以内に納税してものについては、領収書又は引落記帳済の通帳を持参のこと。）
	【様式7号】 代表者分 原本	・ 代表者の住所が津山市の場合または納税義務がある場合 ・ 滞納のない証明（様式7号以外の納税証明書でも可） ・ 津山市役所2階税制課②窓口および各支所市民生活課にて交付。（平成26年3月25日以降に発行のもの。2週間以内に納税してものについては、領収書又は引落記帳済の通帳を持参のこと。）
4	国税（消費税）の納税証明 （納税証明書「その3」、 「その3の3」のいずれか） 写でも可	・ 消費税の滞納がないことの証明（納税証明書その3の3） ・ 免税事業者の場合も必要。（納税証明書その3） ・ 本社の所在地を所管する税務署にて交付。 ・ 申請には身分証明書が必要です。（代理人が申請の場合は、委任状必要）

法人用（個人業者は5，6ページを参照） … その2

	提出書類名	注意事項等
5	登記事項証明書 写でも可	・ 法人登記事項の証明（現在事項証明で可） ・ 法務局にて交付
6	印鑑登録証明書 写でも可	・ 法人代表者印の印鑑登録証明書 ・ 法務局にて交付
7	財務諸表（決算書等）の写	・ 直近1年の事業年度のもの
8	【様式8号】 取扱分類・ 品目明細選択票	・ 希望する業種分類を「希望順位」、取扱可能な品目を「選択欄」に記入してください。 ・ 申請書に必ず記名・押印してください。 ・ 記入については「記入例」を参考にしてください。
9	【様式9号】 役員名簿	・ 役員（監査役は除く）の役職、氏名（フリガナ必須）、住所、生年月日、就任年数を記入してください。 ・ <u>必ず2部作成して提出してください。</u>
10	【様式10号】 委任状	・ 年間を通じ、入札・見積・契約の締結を委任される場合は必要です。
11	【様式11号】 津山市暴力団排除条例 に係る誓約書	・ 別添「津山市暴力団排除条例（抜粋）」にて、趣旨を確認の上、ご提出ください。 ・ 必ず、代表者が記入し、実印を押印してください。
12	営業許可証等の写	・ 営業の許可、認可などを必要とする業種の場合、必要です。 （「記入・選択にあたっての注意事項」を確認ください）
13	特約店又は代理店 証明書の写	・ 必要に応じて添付してください。
14	【様式12号】 印刷機械設備等調査表	・ 「分類番号4 印刷」を希望の場合のみ。
15	【様式13号】 車両取扱調査表	・ 「分類番号18 車両・タイヤ」中の取扱品目「自動車販売」、「消防自動車」を選択した場合のみ。
16	【様式14号】 廃棄物収集・運搬、 処理・処分取扱調査票	・ 「分類番号25 古物・廃棄物」中の取扱品目「産業廃棄物」を選択した場合のみ。
17	82円切手	・ <u>封筒に貼り付けたものやハガキは不可</u>

個人業者用（法人は3，4ページを参照） … その1

	提出書類名	注意事項等
1	【様式1号】 津山市物品等指定業者 指名申請書	・ 名称、代表者名には、必ずフリガナをつけること。 ・ 申請者の印は、印鑑証明書の印章（実印）を押印のこと。 ・ 問合せ先は、指名申請にかかる連絡先を記入のこと。
	【様式2号】 営業経歴書	・ 営業経歴書は創業・組織変更等・営業の沿革を簡潔に記入してください。（会社の概要等の添付に代えても可。） ・ 個人業者の方は資本金の記入は不要です。 ・ 契約実績は官公庁にかかる取引を優先して記入してください。
	【様式3号】 使用印鑑届 環境配慮事項確認書	・ 環境配慮事項確認書は任意です。別添「津山市の物品購入等に係る環境配慮について」をお読みください。
	【様式4号】 提出書類確認表	・ 書類の添付もれがないか確認のため使用してください。
2	【様式5号】 誓約書	・ 誓約書の内容を熟読のうえ、申請者が記名し、実印を押印のしてください。
3	【様式7号】 津山市発行の市税の 納税証明書 原本	・ 滞納のない証明（様式7号以外の納税証明書でも可） ・ 津山市役所2階税制課②窓口および各支所市民生活課にて交付。（平成26年3月25日以降に発行のもの。2週間以内に納税してものについては、領収書又は引落記帳済通帳を持参のこと。） ・ 代表者の住所が津山市の場合または納税義務がある場合
4	国税（消費税）の納税証明 （納税証明書「その3」、 「その3の2」のいずれか） 写でも可	・ 消費税の滞納がないことの証明（納税証明書その3の2） ・ 免税事業者の場合も必要。（納税証明書その3） ・ 税務署にて交付。 ・ 申請には身分証明書が必要です。（代理人が申請の場合は、委任状必要）
5	印鑑登録証明書 写でも可	・ 市町村役場にて交付（津山市の場合は、本庁1階市民課および各支所市民生活課にて交付）
6	住民票 写でも可	・ 市町村役場にて交付（津山市の場合は、本庁1階市民課および各支所市民生活課にて交付）
7	身分証明書 写でも可	・ 本籍地の市町村役場にて交付。（津山市の場合は、本庁1階市民課および各支所市民生活課にて交付）

個人業者用（法人は3，4ページを参照） … その2

	提出書類名	注意事項等
8	財務諸表（決算書等）の写	・ 最新のもの ・ 確定申告書の写と青色申告の方は、青色申告決算書、白色申告の方は収支内訳書、市民税申告の方は申告書の写。
9	【様式8号】 取扱分類・ 品目明細選択票	・ 希望する業種分類を「希望順位」、取扱可能な品目を「選択欄」に記入してください。 ・ 申請書に必ず記名・押印してください。 ・ 記入については「記入例」を参考にしてください。
10	【様式11号】 津山市暴力団排除条例 に係る誓約書	・ 別添「津山市暴力団排除条例（抜粋）」にて、趣旨を確認の上、ご提出ください。 ・ 必ず、代表者が記入し、実印を押印してください。
11	営業許可証等の写	・ 営業の許可、認可などを必要とする業種の場合必要です。 （「記入・選択にあたっての注意事項」を確認ください）
12	特約店又は代理店 証明書の写	・ 必要に応じて添付してください。
13	【様式12号】 印刷機械設備等調査表	・ 「分類番号4 印刷」を希望の場合のみ
14	【様式13号】 車両取扱調査表	・ 「分類番号18 車両・タイヤ」中の取扱品目「自動車販売」、「消防自動車」を選択した場合のみ必要です。
15	【様式14号】 廃棄物収集・運搬、 処理・処分取扱調査票	・ 「分類番号25 古物・廃棄物」中の取扱品目「産業廃棄物」を選択した場合のみ必要です
16	82円切手	・ <u>貼り付けたものやハガキは不可</u>

7 その他

- 審査後、指定業者登録となった場合は6月末または7月頭に、文書で登録の旨を通知します。通知は申請者（委任先がある場合は委任先）へ送付します。
- 登録を受けたからといって、必ずしも指名を受けるとは限りません。
- 登録された方の社名・商号、所在地・住所、代表者名及び希望登録分類は一般公開対象となります。